

貿易・投資トラック

G20貿易・投資大臣は、G20議長国ブラジルの「公正な世界と持続可能な地球の構築」というテーマの下、2024年10月24日にブラジリアに会合した。

2. 我々は、11月に採択されるリオ宣言への我々の貢献として、以下の成果概要をG20首脳に提出する。

貿易と持続可能な開発：「公正な世界と持続可能な地球の構築」というG20議長国ブラジルのコミットメントに沿って、我々は貿易と持続可能な開発、及び両者が相互に補完し合う方法を優先的に議論した。我々は「貿易と持続可能な開発に関するG20原則」を支持した。この文書は、貿易と持続可能な開発に関連する措置の立案と実施において各国が考慮すべき自主的で、拘束力を有さない、非網羅的な行動指針のリストとして構想されている。

国際貿易における女性：貿易・投資トラックは、過去の議長国の下での取組を踏まえ、国際貿易における女性の参加を、2024年の独立したワーク・ストリームの優先事項として初めて盛り込んだ。我々の取組は、市民社会及び民間部門の支援を受け、国際貿易における女性の参加拡大に向けた課題をマッピングするB20の努力によって補完された。貿易投資作業部会において、我々は各国の状況や開発の程度によって異なるこれらの課題に対処し、公共政策の影響を監視するために設計された各国の異なるイニシアティブの事例を共有した。また、メンバー国は、「国際貿易における女性の参加拡大に向けたグッド・プラクティス集」にまとめられる形で自発的な貢献を行った。同プラクティス集は、この分野における行動を策定する各国の参考となり得るものである。我々は、国際貿易における女性の参加を拡大するための上記の取組を歓迎する。我々はまた、国際貿易において女性が直面する障害を取り除くことを目的とした貿易政策の立案、実施、見直し、改定に情報を提供する上で、細分類化されたデータが果たす役割を認識する。同様に、我々は、効率的で自主的なモニタリングの仕組みが、女性を含める貿易政策の効果的な実施に役立ち得ることを認識する。我々は、G20メンバーが異なるアプローチを有している可能性があることを認識する一方で、この分野における国際協力の価値を強調し、あらゆるレベル及び分野における国際貿易への女性の参加の推進に引き続きコミットし、グローバルな商取引の利益がより公平に共有されるよう努力していく。

投資協定における持続可能な開発：G20議長国ブラジルの「公正な世界と持続可能な地球の構築」というコミットメントに沿って、我々は、2024年の重要

なワーク・ストリームとして、議長国が投資関連協定（I I A s）における持続可能な開発の取扱いに焦点を当てていることに留意する。我々は、経済協力開発機構（O E C D）からのインプットを得て、報告書「G 2 0メンバー及び招待国が締結したI I A sにおける持続可能な開発及び投資円滑化に関する規定のマッピング」を作成した国連貿易開発会議（U N C T A D）に感謝した。貿易・投資作業部会（T I W G）は両機関からの貢献を認識する。ブラジルとリオデジャネイロで行われた会合及びオンラインで議論が行われた。我々は、I I A sにおける持続可能な開発及び投資円滑化に関する規定の存在感が高まっているという報告書の結論に留意した。一部のG 2 0メンバーは、I I A sにおいて持続可能な開発の課題がいかに対処されるかについて、経験を共有した。我々は、各国及び各地域の多様な発展レベル、それぞれの能力及び適応力、並びに持続可能な開発を推進する際に採用する多様なアプローチを認識する。我々はまた、一部のI I A sの下では、協定の締約国の義務に加えて、持続可能な開発に関連する責任を投資家が負うことに留意する。我々は、この報告書を、持続可能な開発を促進する国際投資政策環境の構築に関する進行中の議論への貢献として、また、関連する場合には、将来のI I A sの策定に当たり諸国にとっての参考として、留意する。W T Oにおける共同声明イニシアティブの下で妥結した開発のための投資円滑化協定（I F D A）の締約国であるG 2 0メンバー及び招待国は、W T O加盟国に対して同協定をW T Oの法的枠組みに組み込むことについて迅速にコンセンサスを見い出すよう奨励する一方、途上国及び後発開発途上国に対するより多くの技術支援及び能力構築支援の提供を含め、途上国への国境を越えた投資を支援する上で、I F D Aが果たし得る積極的な役割を強調する。共同声明イニシアティブ（J S I）に参加していないG 2 0メンバーの中には、開発のための投資円滑化（I F D）や、共同声明イニシアティブ（J S I）を通じた多角的貿易のフォーラムにおける投資政策のルール形成についての進行中の議論に関して懸念を表明する国もあった。さらに、これらのメンバーは、I F Dの条文についても深刻な懸念を表明し、このような条文に関する議論は適切なフォーラムで適切なメカニズムを通じて行われるべきであると改めて表明した。

W T O改革と多角的貿易体制の強化： G 2 0議長国ブラジルの全体的な優先事項であるグローバル・ガバナンス機関の改革を促進する方針に沿って、G 2 0貿易トラックの長年の優先事項を再確認しつつ、我々は、世界貿易機関（W T O）の改革と多角的貿易体制の強化を支持する議論を進めた。我々は、W T Oを中核とする、ルールに基づく、無差別的で、公正で、開かれた、包摂的で、公平で、持続可能なかつ透明性のある多角的貿易体制の重要性を強調した。我々は、全ての者にとって良好な貿易・投資環境を促進するため、公平な競争条件及び公正な競争を確保することに取り組む。マラケシュ協定及びマラケシュ宣言の30周

年に当たり、我々は、WTOの全ての機能を向上するために必要な改革に向けた取組の強化を求めつつ、多角的貿易体制の目的及び基本原則を再確認する。我々は、これまでに既になされた進捗を土台として、2024年までに全てのWTO加盟国が利用できる、完全なかつよく機能する紛争解決制度の実現を目的とした議論をWTOで行うこと、また、包摂的かつ透明性のある方法で未解決の問題に関する取組を加速させることに対する我々のコミットメントを再確認する。我々は同様に、第13回WTO閣僚会議（MC13）の結果を認識及び歓迎し、WTOの取組における開発の側面の中心性を改めて表明し、コンセンサスが不可能だった問題に対処するための更なる取組の必要性を認識する。さらに、我々は、貿易上の課題に対処し、貿易が全ての者にとって成長及び繁栄の原動力となることを可能にするため、WTO加盟国による透明性のあるかつ包摂的な取組を支持することを改めて表明する。